

## 第2章 水防組織と機構

### 第1節 町の組織と機構

#### 1. 組織

町は、水防に関係のある警報・注意報等又は地震等により、洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから洪水等の危険が解除されるまでは、町は役場に水防本部を設置し水防に関する事務を処理するものとする。なお、町に湧別町災害対策本部条例（平成21年条例第173号）に定める災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部でその事務を処理するものとし、水防事務の総括は総務課で行うものとする。

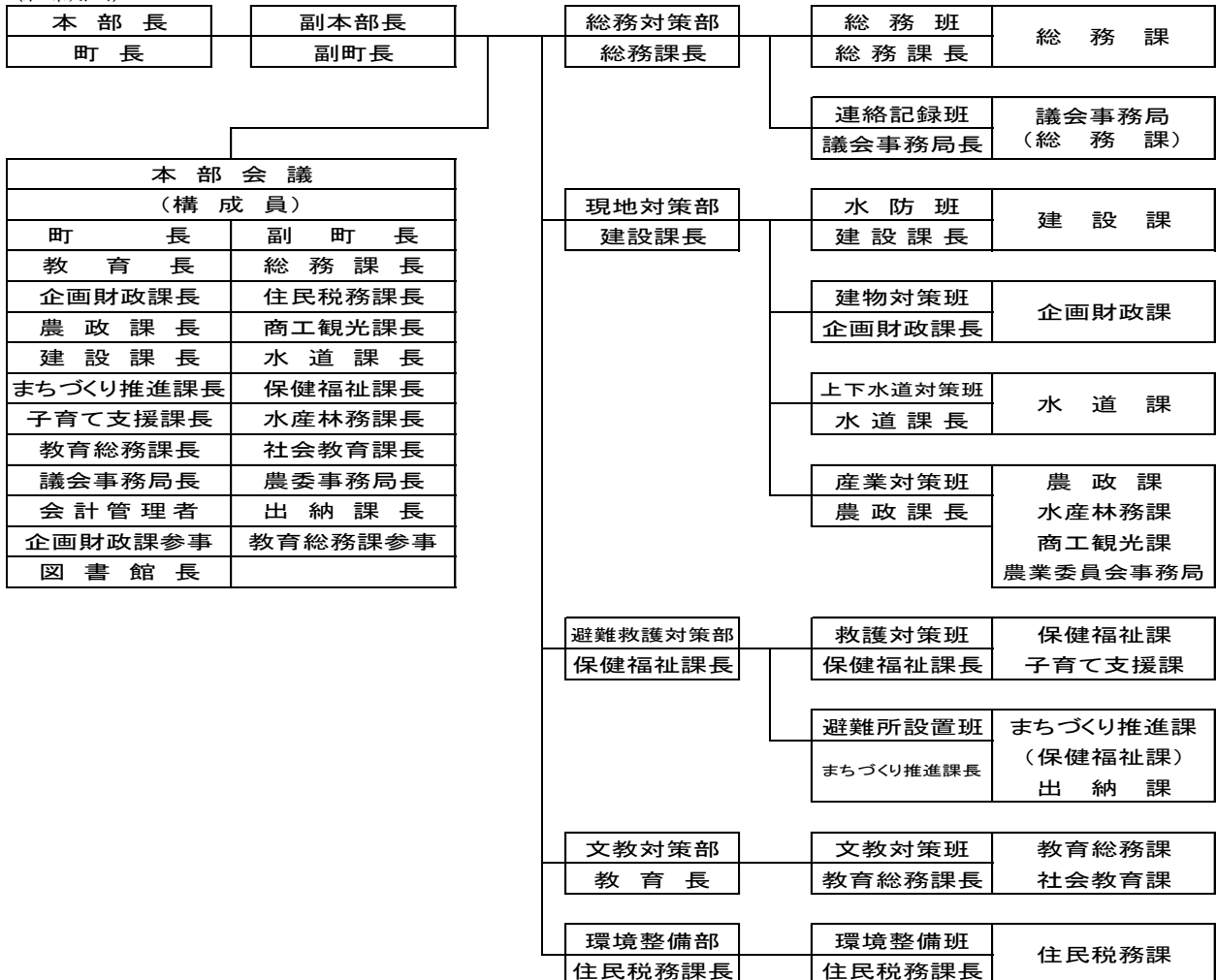
#### 2. 水防本部員会議

湧別町地域防災計画（以下「町地域防災計画」という。）第2章第2節「5.本部員会議」を準用する。

#### 3. 水防本部組織

水防本部組織は、次のとおりとする。

（組織図）



#### 4. 水防本部の業務分担

本部の各班の業務分担は次のとおりとする。

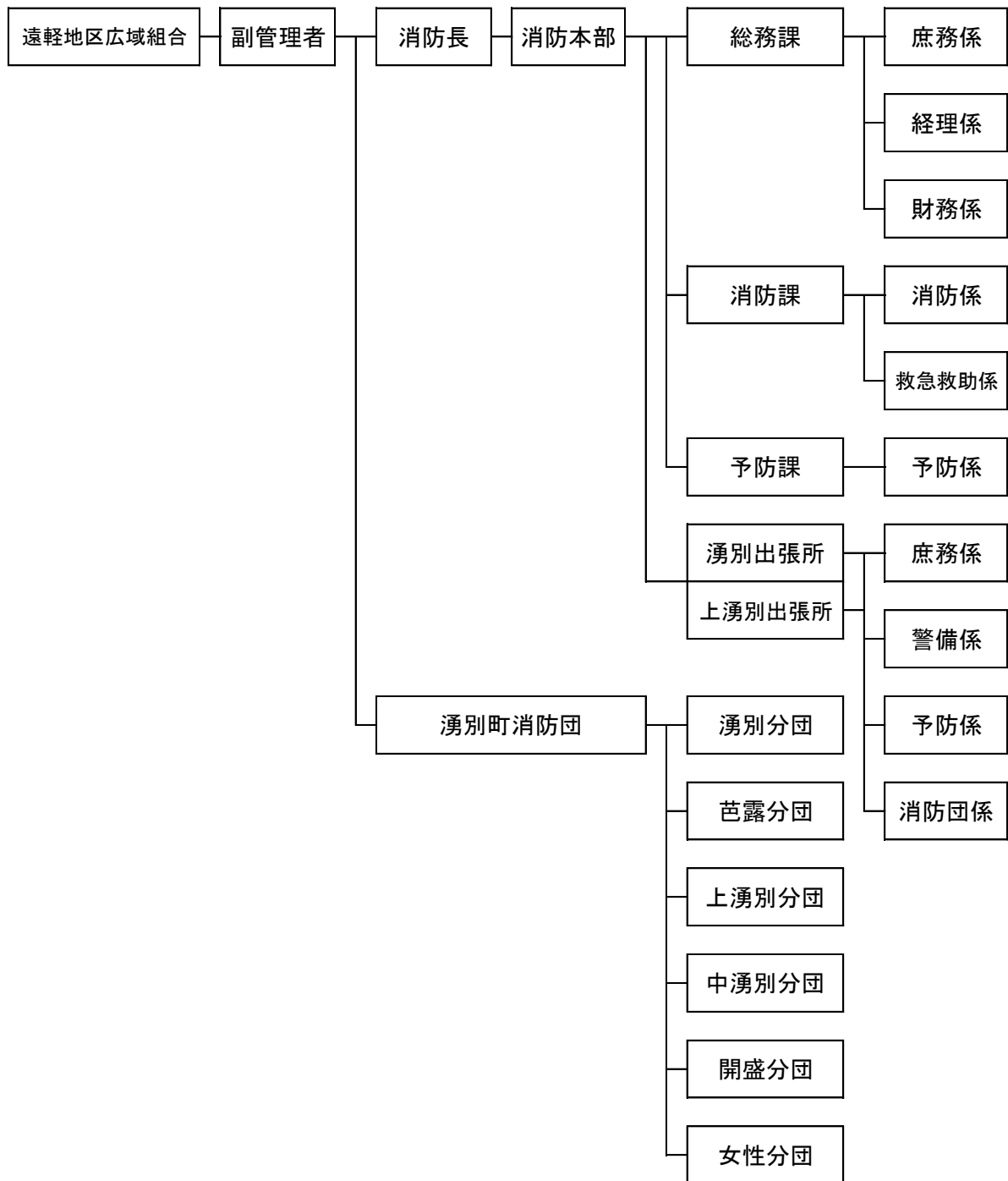
部 班 名		対 策 業 務
総務 対策 部	総務班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水防本部の設置と運営に関する事。</li> <li>2. 本部会議に関する事。</li> <li>3. 水防本部要員招集に関する事。</li> <li>4. 自衛隊の派遣要請に関する事。</li> <li>5. 関係機関及び近隣市町村への応援要請に関する事。</li> <li>6. 水害の記録及び報告に関する事。</li> <li>7. その他各部に属さない事項。</li> </ol>
	連絡記録班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水害広報に関する事。</li> <li>2. 水害記録写真撮影に関する事。</li> <li>3. 住民に対する警報、避難命令、解除等の広報に関する事。</li> <li>4. 各部、班及び関係機関の連絡調整に関する事。</li> <li>5. 自主防災組織、その他関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>6. 水害等の予警報及び気象情報等の収集、伝達に関する事。</li> <li>7. 各班の水害に関する情報及び応急対策の実施状況を取りまとめ本部に報告する事。</li> </ol>
現 地 対 策 部	水防班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路、橋梁、河川の常時巡視、警戒に関する事。</li> <li>2. 水防施設の巡視、警戒に関する事。</li> <li>3. 通行不能箇所の調査及び通行経路の決定に関する事。</li> <li>4. 応急対策資材の確保に関する事。</li> <li>5. 水害地の応急措置に関する事。</li> <li>6. 水防資材、応急資材の輸送に関する事。</li> </ol>
	建物対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 浸水建築物の調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 応急仮設住宅の設置に関する事。</li> <li>3. 水災時の建築用資材の確保に関する事。</li> <li>4. 町有財産の被害調査及び応急対策に関する事。</li> </ol>
	上下水道対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>3. 水災時における応急給水に関する事。</li> </ol>
	産業対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地、農業施設、農作物等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>2. 被害作物、被災家畜の防疫及び衛生に関する事。</li> <li>3. 家畜の避難対策及び飼料の確保に関する事。</li> <li>4. 治山、林道、林業施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>5. 水産関係施設、水産資源等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>6. 商工施設、商品等の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>7. 観光施設の被害調査及び応急対策に関する事。</li> <li>8. 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会等関係機関との連絡調整に関する事。</li> </ol>

文教対策部	文教対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育施設等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>2. 児童生徒の避難誘導に関すること。</li> <li>3. 社会教育、体育施設、文化財等の被害調査及び応急対策に関すること。</li> <li>4. 社会教育、体育施設等の入場者の避難誘導に関すること。</li> </ol>
避難救護対策部	避難所設置班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 避難施設の設置計画及び実施に関すること。</li> <li>2. 被災者の受入れに関すること。</li> <li>3. 水害時の医療及び助産に関すること。</li> <li>4. 避難者の健康管理及び保健指導に関すること。</li> <li>5. 避難所の炊き出し、食糧の給与に関すること。</li> <li>6. 救援物資の調達、給与に関すること。</li> </ol>
	救護対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地の救助計画及び実施に関すること。</li> <li>2. 救助機関との連絡調整に関すること。</li> <li>3. 特別養護老人ホーム、高齢者生活福祉センター、ケアハウス来夢入居者の避難誘導の連絡調整に関すること。</li> <li>4. 保育所児の避難誘導に関すること。</li> <li>5. 独居老人等の避難誘導に関すること。</li> <li>6. 行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>7. 被災地の死体捜査及び処理埋葬に関すること。</li> </ol>
環境整備部	環境整備班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被災地の防疫及び清掃に関すること。</li> <li>2. 被災地の環境保全に関すること。（ごみ等の処分）</li> <li>3. 被災者の被害地への立入り制限に関すること。</li> <li>4. 被災地の死亡獣畜処理に関すること。</li> <li>5. 逸走犬等の保護・収容に関すること。</li> </ol>

5. 消防機関の組織

水防本部組織は、次のとおりとする。

【消防機関の組織図】



(消防機関の水防分担区域)

消防機関の水防分担区域及び配置人員は、次に定めるとおりとする。ただし、分担区域以外の区域であっても、消防団長が必要と認め指示したときは、直ちに出勤し現地水防活動にあたるものとする。

区域名	担当河川名	担当分団	責任者	人員	連絡先
湧別市街 川西 信部内 緑蔭 登栄床 東 福島	湧別川 中ノ沢川 シブノツナイ川 信東川 東ノ沢川 ポント川 テイネ川 (その他担当区域内の小河川)	湧別分団	湧別分団長	44人	湧別出張所
芭露 上芭露 西芭露 東芭露 志撫子 計呂地	芭露川 本間沢川 ポン川 キナウシ川 西の沢川 志撫子川 計呂地川 (その他担当区域内の小河川)	芭露分団	芭露分団長	43人	
中湧別	湧別川(中湧別の範囲) 中土場川 ヌッポコマナイ川 (その他担当区域内の小河川)	中湧別分団	中湧別分団長	41人	上湧別出張所
上湧別	湧別川(上湧別の範囲) 富美川 (その他担当区域内の小河川)	上湧別分団	上湧別分団長	32人	
開盛	湧別川(開盛の範囲) サナブチ川 (その他担当区域内の小河川)	開盛分団	開盛分団長	20人	

## 第2節 隣接市町水防管理団体及び警察官の応援

### 1. 隣接市町水防管理団体の応援

水防管理者は法第23条の規定に基づき、水防のため緊急の必要があるときは隣接水防団体に対して応援を求めるものとする。

湧別町水防管理者	要請先	電話
	紋別市水防管理者	0158-24-2111
	遠軽町水防管理者	0158-42-4811
	佐呂間町水防管理者	01587-2-1213
	紋別地区消防組合	0158-23-0119
	遠軽地区広域組合	0158-42-2050

### 2. 警察官の応援

水防管理者は法22条の規定に基づき、水防のため必要があるときは、警察官の出動を要請するものとする。

要 請 先	
担 当	電 話
遠軽警察署（警備係）	0158-42-0110
湧別駐在所	5-2342
芭露駐在所	6-2016
中湧別駐在所	2-2034
上湧別駐在所	2-2517